資料 8 佐賀県内住民の安全及び安心に係る原子力防災高度化に関する協定書

東日本大震災以降、原子力災害に対する不安が高まっており、佐賀県内住民の安全及び安心を確保するため、危機管理の観点に立って、従前に増して原子力防災のために不断の努力を重ねることが重要である。

以上の基本認識に立ち、佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、有田町、大町町、江北町、白石町及び太良町（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙が佐賀県及び玄海町と締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定書（昭和４７年１１月６日）」を尊重のうえ、玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る協定を次のとおり締結する。

（関係法令及び協定の遵守等）

第１条　乙は、発電所の保守運営に当たっては、周辺環境の保全に配慮するとともに、関係法令及びこの協定を遵守し、甲の地域の住民の安全及び安心を確保するために万全を期するものとする。

２　乙は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。

（連絡会の開催）

第２条　甲及び乙は、平常時における相互の連携を図るため、発電所に係る連絡会を開催するものとする。

２　前項の連絡会は、甲及び乙が協議のうえ、年１回以上開催するものとする。

（非常時の連絡）

第３条　乙は、次に掲げる非常時の場合は、甲に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

(1)　原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号。以下「原災法」という。）第１０条第１項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合。

(2)　原災法第１５条第１項各号に掲げる場合。

（異常時の連絡）

第４条　乙は、次に掲げる異常時の場合は、甲に対し、報道機関に情報提供する内容を速やかに連絡するものとする。

(1)　原子炉の運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）に原子炉施設の故障があったとき。

(2)　核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
(3)　発電所敷地内において火災が発生したとき。
(4)　放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。
(5)　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。
(6)　放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
(7)　その他緊急事態が発生したとき。

（平常時の情報提供）
第５条　乙は、平常時において、発電所の安全に関し、原子炉施設の変更や発電所の運転状況等を報道機関に情報提供するときは、甲に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。

（連絡の方法）
第６条　第３条、第４条及び第５条に定める乙の連絡については、電話及びＦＡＸ等をもって行う。
２　甲及び乙は、連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（防災対策の充実）
第７条　乙は、甲が発電所に係る甲の地域の防災対策を充実させるに当たって、積極的に協力するものとする。

（損害の補償）
第８条　乙は、発電所の保守運営に起因して甲の地域の住民に損害を与えた場合は、速やかに補償するものとする。

（協定の改定）
第９条　この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

（その他）
第１０条　この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書１９通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年８月２６日

甲　　佐賀市栄町１番１号
佐賀市
佐賀市長　　秀　島　敏　行

鳥栖市宿町１１１８番地
鳥栖市
鳥栖市長　　橋　本　康　志

多久市北多久町大字小侍７番地１
多久市
多久市長　　横　尾　俊　彦

武雄市武雄町大字昭和１番地１
武雄市
武雄市長　　樋　渡　啓　祐

鹿島市大字納富分２６４３番地１
鹿島市
鹿島市長　　樋　口　久　俊

小城市三日月町長神田２３１２番地２
小城市
小城市長　　江里口　秀　次

嬉野市塩田町大字馬場下甲１７６９番地
嬉野市
嬉野市長　　谷　口　太一郎

神埼市神埼町神埼４１０番地
神埼市
神埼市長　　松　本　茂　幸

神埼郡吉野ヶ里町吉田３２１番地２
吉野ヶ里町
吉野ヶ里町長　　江　頭　正　則

三養基郡基山町大字宮浦６６６番地
基山町
基山町長　小　森　純　一

三養基郡上峰町大字坊所３８３番地１
上峰町
上峰町長　武　廣　勇　平

三養基郡みやき町大字東尾７３７番地５
みやき町
みやき町長　末　安　伸　之

西松浦郡有田町立部乙２２０２番地
有田町
有田町長　田　代　正　昭

杵島郡大町町大字大町５０１７番地
大町町
大町町長　武　村　弘　正

杵島郡江北町大字山口１６５１番地１
江北町
江北町長　田　中　源　一

杵島郡白石町大字福田１２４７番地１
白石町
白石町長　田　島　健　一

藤津郡太良町大字多良１番地６
太良町
太良町長　岩　島　正　昭

乙　福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号
九州電力株式会社
代表取締役社長　瓜　生　道　明

立会人　佐賀市城内一丁目１番５９号
佐賀県
佐賀県防災監（副知事）　牟　田　　香

資料 9 佐賀県原子力環境安全連絡協議会規程

（会の名称）

第１条　本会は、佐賀県原子力環境安全連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　協議会は、玄海原子力発電所の周辺地域における環境放射能等の実態を把握するとともに、原子力に関する知識の普及を図ることを目的とする。

（所掌事項）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

(1)　環境放射能及び温排水の測定結果

(2)　原子力施設の運転・管理状況

(3)　その他目的達成に必要な事項

（会の構成）

第４条　協議会は、委員27名以内で組織し、会長及び副会長を置く。

２　会長は、知事をもって充て、副会長は、委員のうちから互選する。

３　委員は、会長が任命し、又は委嘱するものとする。

（会長及び副会長）

第５条　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、副会長がその職務を代理する。

（会議の開催）

第６条　協議会の会議は、会長が招集する。

２　会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年2回、臨時会については、会長が必要と認めたときに開催することができるものとする。

（幹事会）
第７条　協議会に幹事会を置く。幹事会は、会長が任命又は委嘱する幹事をもって組織する。
２　幹事会は、会長の命を受けて、佐賀県原子力環境安全連絡協議会に付議する議案の作成等を行うものとする。

（庶　務）
第８条　協議会の庶務は、県民環境部原子力安全対策課において処理する。

（その他）
第９条　この規程に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が会議に諮って定める。

附　　則
この規程は、昭和50年１月20日から施行する。

附　　則
この規程は、昭和53年６月13日から施行する。

附　　則
この規程は、平成元年７月24日から施行する。

附　　則
この規程は、平成５年６月７日から施行する。

附　　則
この規程は、平成８年８月21日から施行する。

附　　則
この規程は、平成９年７月16日から施行する。

附　　則
この規程は、平成12年２月17日から施行する。

附　　則
この規程は、平成13年７月９日から施行する。

附　　則
この規程は、平成16年５月20日から施行する。

附　　則
この規程は、平成20年７月18日から施行する。

附　　則
この規程は、平成28年8月22日から施行する。

資料10 佐賀県環境放射能技術会議設置要綱

（目的）
第１条　玄海原子力発電所周辺環境の保全及び周辺地域住民の安全に係る事項に関し、学識経験者の意見を聞くため、佐賀県環境放射能技術会議（以下「技術会議」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　技術会議は、佐賀県が要請する次の事項について意見を述べる。
(1)　周辺環境放射能調査の実施及び評価に関すること。
(2)　温排水調査の実施及び評価に関すること。
(3)　その他、第１条の目的達成のために必要な事項に関すること。

（構成）
第３条　技術会議は、学識経験者で構成する。
２　委員は、十数名程度とする。
３　委員は、県民環境部長が任命する。

（会議）
第４条　技術会議の会議は、県民環境部長が招集する。
２　会議は、原則として年４回開催する。
３　会議には、必要に応じ技術会議委員以外の者の出席を求めることができる。

（分科会）
第５条　技術会議には、分科会を設けることができる。
２　分科会は、必要に応じ県民環境部長が招集する。

（事務局）
第６条　技術会議の事務局は、県民環境部原子力安全対策課とする。

（雑則）
第７条　この要綱に定めるもののほか、技術会議の運営に必要な事項は、技術会議の意見を聞き、県民環境部長が定める。

資料11 玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聴く委員会設置要綱

（目 的）
第１条　県は、玄海原子力発電所の再稼働に関して、様々な観点からの意見や専門的なアドバイスをいただくため、玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聴く委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委 員）
第２条　委員会の委員は、知事が委嘱又は任命する。

（会 長）
第３条　委員会に会長を置く。
２　会長は、副知事をもって充てる。
３　会長は、委員から次の各号に掲げる事項について聴取し、又は報告を受ける。
（１）玄海原子力発電所の再稼働に関する様々な観点からの意見
（２）玄海原子力発電所の再稼働に関する専門的なアドバイス
（３）その他必要な事項

（専門部会）
第４条　専門的なアドバイスを受けるため、委員会に、原子力安全専門部会（以下、「専門部会」という。）を置く。
２　専門部会の委員は、知事が委嘱する。

（部会長）
第５条　専門部会に部会長を置く。
２　部会長は、会長が指名する。
３　部会長は、専門部会における意見を会長に報告する。

（会 議）
第６条　委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

（事務の処理）
第７条　委員会の事務は、産業労働部において処理する。
２　専門部会の事務は、県民環境部において処理する。

（その他）
第８条　委員は、会議の開催にかかわらず、書面等により会長に意見等を述べることができる。

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が、また、専門部会の運営に関し必要な事項は部会長が、別途定めることができる。

附　則

この要綱は、平成２８年１２月２０日から施行する。

この要綱は、令和７年９月９日から施行する。

資料12 我が国の原子力発電所の運転・建設状況

（電気事業用　令和8年6月末現在）

	設置者	発電所名（設備番号）	所在地	炉型	認可出力（万kW）	第一回工事計画認可年月	運転開始年月日
運転中	日本原子力発電㈱	東海第二	茨城県東海村	BWR	110.0	S 48. 4	S 53.11.28
	〃	敦賀(2号)	福井県敦賀市	PWR	116.0	S 57. 3	S 62. 2.17
	北海道電力㈱	泊(1号)	北海道泊村	〃	57.9	S 59. 8	H 1. 6.22
	〃	〃(2号)	〃　〃	〃	57.9	S 59. 8	H 3. 4.12
	〃	〃(3号)	〃　〃	〃	91.2	H 15.11	H21.12.22
	東北電力㈱	女川原子力(2号)	宮城県女川町、石巻市	BWR	82.5	H 1. 6	H 7. 7.28
	〃	〃(3号)	〃　〃　〃	〃	82.5	H 8. 9	H14. 1.30
	〃	東通原子力(1号)	青森県東通村	〃	110.0	H 10.12	H17.12. 8
	東京電力HD㈱	柏崎刈羽原子力(1号)	新潟県柏崎市、刈羽村	〃	110.0	S 55.11	S 60. 9.18
	〃	〃(2号)	〃　〃　〃	〃	110.0	S 58. 8	H 2. 9.28
	〃	〃(3号)	〃　〃　〃	〃	110.0	S 62. 6	H 5. 8.11
	〃	〃(4号)	〃　〃　〃	〃	110.0	S 62. 6	H 6. 8.11
	〃	〃(5号)	〃　〃　〃	〃	110.0	S 58. 8	H 2. 4.10
	〃	〃(6号)	〃　〃　〃	ABWR	135.6	H 3. 8	H 8.11. 7
	〃	〃(7号)	〃　〃　〃	〃	135.6	H 3. 8	H 9. 7. 2
	中部電力㈱	浜岡原子力(3号)	静岡県御前崎市	BWR	110.0	S 57. 6	S 62. 8.28
	〃	〃(4号)	〃　〃	〃	113.7	S 63.10	H 5. 9. 3
	〃	〃※1(5号)	〃　〃	ABWR	138.0	H 11. 3	H 17. 1.18
	北陸電力㈱	志賀原子力(1号)	石川県志賀町	BWR	54.0	S 63.11	H 5. 7.30
	〃	〃※2(2号)	〃　〃	ABWR	120.6	H 11. 8	H 18. 3.15
	関西電力㈱	美浜(3号)	福井県美浜町	PWR	82.6	S 47. 7	S 51.12. 1
	〃	高浜(1号)	〃　高浜町	〃	82.6	S 45. 4	S 49.11.14
	〃	〃(2号)	〃　〃	〃	82.6	S 46. 2	S 50.11.14
	〃	〃(3号)	〃　〃	〃	87.0	S 55.11	S 60. 1.17
	〃	〃(4号)	〃　〃	〃	87.0	S 55.11	S 60. 6. 5
	〃	大飯(3号)	〃　おおい町	〃	118.0	S 62. 3	H 3.12.18
	〃	〃(4号)	〃　〃	〃	118.0	S 62. 3	H 5. 2. 2
	中国電力㈱	島根原子力(2号)	島根県松江市	BWR	82.0	S 59. 2	H 1. 2.10
	四国電力㈱	伊方(3号)	愛媛県伊方町	PWR	89.0	S 61. 8	H 6.12.15
	九州電力㈱	玄海原子力(3号)	佐賀県玄海町	〃	118.0	S 60. 3	H 6. 3.18
	〃	〃(4号)	〃　〃	〃	118.0	S 60. 3	H 9. 7.25
	〃	川内原子力(1号)	鹿児島県薩摩川内市	〃	89.0	S 53.11	S 59. 7. 4
	〃	〃(2号)	〃　〃	〃	89.0	S 56. 3	S 60.11.28
	小計			(33基)	3,308.3		
建設中	中国電力㈱	島根原子力(3号)	島根県松江市	ABWR	137.3		未定
	電源開発㈱	大間原子力	青森県大間町	〃	138.3		未定
	東京電力HD㈱	東通原子力(1号)	青森県東通村	〃	138.5		未定
	小計			(3基)	414.1		
建設準備中	日本原子力発電㈱	敦賀(3号)	福井県敦賀市	APWR	153.8		未定
	〃	〃(4号)	〃　〃	〃	153.8		〃
	東北電力㈱	東通原子力(2号)	青森県東通村	ABWR	138.5		〃
	東京電力HD㈱	東通原子力(2号)	〃　〃	〃	138.5		〃
	中部電力㈱	浜岡原子力(6号)	静岡県御前崎市佐倉	〃	140.0		〃
	中国電力㈱	上関原子力(1号)	山口県上関町	〃	137.3		〃
	〃	〃(2号)	〃	〃	137.3		〃
	九州電力㈱	川内原子力(3号)	鹿児島県薩摩川内市	APWR	159.0		〃
	小計			(8基)	1,158.2		
合計				(44基)	4,880.6		

BWR：沸騰水型炉　PWR：加圧水型炉　ABWR：改良型沸騰水型炉　APWR：改良型加圧水型炉

※1　浜岡原子力5号はH19.3.13より電気出力を138.0万Kwから126.7万Kwに変更。H23.2.23より138.0Kwに復帰。

※2　志賀原子力2号はH20.6. 5より電気出力を135.8万Kwから120.6万Kwに変更。

※3　臨界の年月日。

■運転終了及び廃止措置中の原子力発電所

（令和8年6月末現在）

会社名	発電所名（設備番号）	所在地	炉型※	認可出力（万kW）	運転開始年月日	運転終了年月日	運転終了理由
日本原子力発電（株）	東海	茨城県東海村	GCR	16.6	S41. 7.25	H10. 3.31	経済性悪化
日本原子力研究開発機構	ふげん	福井県敦賀市	ATR	16.5	S54. 3.20	H15. 3.29	開発目的達成
中部電力（株）	浜岡原子力（1号）	静岡県御前崎市	BWR	54.0	S51. 3.17	H21. 1.30	経済性悪化
	（2号）		BWR	84.0	S53.11.29		
東京電力HD(株)	福島第一原子力（1号）	福島県大熊町	BWR	46.0	S46. 3.26	（廃止決定）H23. 5.20（廃止）H24. 4.19	H23.3.11 東日本大震災による被災、事故発生
	（2号）		BWR	78.4	S49. 7.18		
	（3号）		BWR	78.4	S51. 3.27		
	（4号）		BWR	78.4	S53.10.12		
	（5号）	福島県双葉町	BWR	78.4	S53. 4.18	（廃止決定）H25.12.18（廃止）H26. 1.31	内閣総理大臣からの要請や立地町である双葉町からの要求書を受領したこと等を総合的に勘案
	（6号）		BWR	110.0	S54.10.24		
日本原子力発電（株）	敦賀（1号）	福井県敦賀市	BWR	35.7	S45. 3.14	H27. 4.27	新規制基準適合のための追加対策工事に要する期間を踏まえた残存運転期間における当該追加投資額回収の見通し、今後の需要動向から見た供給力確保の見通し、廃炉を円滑に進めるための会計関連制度の導入等を総合的に勘案し判断
関西電力（株）	美浜（1号）	福井県美浜町	PWR	34.0	S45.11.28	H27. 4.27	
	（2号）		PWR	50.0	S47. 7.25		
九州電力（株）	玄海原子力（1号）	佐賀県玄海町	PWR	55.9	S50.10.15	H27. 4.27	
中国電力（株）	島根原子力（1号）	島根県松江市	BWR	46.0	S49. 3.29	H27. 4.30	
四国電力（株）	伊方（1号）	愛媛県伊方町	PWR	56.6	S52. 9.30	H28. 5.10	
日本原子力研究開発機構	もんじゅ	福井県敦賀市	FBR	28.0	H 7. 4. 5	（廃止決定）H28.12.21	国の原子力関係閣僚会議において、もんじゅを廃止措置することを定めた『「もんじゅ」の取扱いに関する政府方針』が決定されたため

（続き）

（令和8年6月末現在）

会社名	発電所名（設備番号）	所在地	炉型※	認可出力（万kW）	運転開始年月日	運転終了年月日	運転終了理由
関西電力（株）	大飯（１号） （２号）	福井県おおい町	PWR PWR	117.5 117.5	S54. 3.27 S54.12. 5	H30. 3. 1	新規制基準適合のための技術的検討を行った結果、大飯1、2号機に特有な格納容器の課題を解決する有効な方法が見いだせなかったため
四国電力（株）	伊方（２号）	愛媛県伊方町	PWR	56.6	S57. 3.19	H30. 5.23	新規制基準への適合のための具体的対策等を検討した結果、大規模かつ長期間を要する耐震対策工事が必要となるなかで、運転期間、出力規模等を総合的に勘案し判断
東北電力（株）	女川原子力（１号）	宮城県女川町	BWR	52.4	S59. 6. 1	H30.12.21	新規制基準への適合等に向けて必要な具体的対策を検討した結果、安全対策設備の追加設置に必要なスペースが不足しており、技術的制約が大きく、発電機の出力規模、運転期間等を総合的に勘案し判断
九州電力（株）	玄海原子力（２号）	佐賀県玄海町	PWR	55.9	S56. 3.30	H31. 4. 9	新規制基準に適合させるための特定重大事故等対処施設の設置等にあたって十分なスペースの確保が困難という固有の技術的制約があり、出力規模や再稼働した場合の残存運転期間などを総合的に勘案し判断
東京電力HD(株)	福島第二原子力（１号） （２号） （３号） （４号）	福島県楢葉町	BWR BWR BWR BWR	110.0 110.0 110.0 110.0	S57. 4.20 S59. 2. 3 S60. 6.21 S62. 8.25	R 1. 9.30	福島第一の廃炉作業も含めた人的リソースの確保、福島第二の安全な廃炉、経営全般に及ぼす影響など多岐にわたる課題を整理し、検討した結果、検討の目処が立ったこと、東日本大震災からの復興において、福島県内の原子力発電所の全基廃炉を要望する地域の意向等を総合的に勘案し判断

※GCR：ガス冷却炉　ATR：新型転換炉　BWR：沸騰水型炉　PWR：加圧水型炉　FBR：高速増殖炉